

川崎市老人クラブ運営要綱

(目的)

第1条 「老人福祉法」に基づき、老人の福祉が国の重要な施策の一環として大きくクローズアップされた老人クラブ(昭和 38・8・1 厚生事務次官通知「老人クラブ運営基準」に準拠して運営されている老人クラブ)の補助及び運営について援助を積極的に押し進め、その正常な発展を図ることを目的とする。

(老人クラブの組織)

第2条 老人クラブは老後の生活を健全で豊かなものにし、老人の福祉増進に役立つことを目的とする小地域の老人の集まりであり、地域内に居住する老人がその自由意思により加入できるものであること。

(老人クラブの運営)

第3条 老人クラブの運営は会員により民主的、自主的にしかも計画的に行わなければならない。

役員は会員の互選により選出する。

老人クラブは老人の自主的団体であるから運営は会員の拠出する会費によって行うのが原則で寄付は受身的な性格をもったものであるから十分に心すること。

会場は一定の場所が確保でき、活動回数は少なくとも週1回以上定期的に開催すること。

(老人クラブの活動)

第4条 老人クラブの活動は大きく分けて、おおむね次の4種類がある。

これらのクラブ活動の具体的な決定にあたっては、会員相互の協議によって企画し実施する。

(1) 会員の教養の向上

会員の知識を深め、時代の流れに即応させるため。

(活動例) 修養・宗教・時事問題に関する講演会、修養会・座談会・読書会等への出席、見学・視察会報の発行等

(2) 会員の健康の増進

身体の機能の衰退からくる疾病を防ぎ、健康な生活を送るため。

(活動例) 健康診断、健康相談、栄養・保健等に関する講演会又は、討論会、体操・機能回復訓練の指導実施等

(3) レクリエーション

会員相互に親密感と幸福感を深めるため。

(活動例) 趣味、舞踊、劇、観劇、行楽、歌、俳句、和歌、囲碁、将棋、絵画、

園芸等。

(4) 社会活動(地域社会との接触)

地域社会の老人クラブ会員として、その地域のもっている色々な問題に対し、積極的に働きかけ話し合うことによってお互いの理解を深めること。

- (活動例) ア 他団体との接触 こども会、青年会、町内会との連絡
イ 奉仕活動、募金、道路公共施設の美化清掃、児童の保護指導、家事、相談心配ごと相談、社会福祉施設の慰問等
ウ 生産活動 老人に向く内職、その他の作業

(注) 本市では以上の老人クラブ活動のうち、特に「(4)社会活動(地域社会との接触)」の面を重視し、これに運営費補助金とは別に社会活動促進費補助金を支出する。各老人クラブの自主的、積極的な社会活動を望んでいる。

附 則

この要綱は、昭和51年1月1日から施行する。

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。